

議案第135号

所沢市と三芳町との公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3の規定に基づき、本市所有の公の施設を三芳町の住民等が利用することに関する協議について、議会の議決を求める。

令和5年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

三芳町との行政境に所在する本市所有の下水道管を三芳町の住民等の利用に供するため、公の施設の利用に関して三芳町と協議をしたいので、本案を提案するものである。

公の施設の利用に関する協議書

所沢市（以下「甲」という。）と入間郡三芳町（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく協議により、甲の公の施設を乙の一部地域の住民等の利用に供することについて、次のとおり協議を締結する。

（公の施設）

第1条 本協議の対象とする公の施設（以下「本件施設」という。）は、三芳町道幹線1号線に埋設され、三芳町大字上富859番2地先から同911番3地先までに布設された所沢市公共下水道（管径800ミリメートルのもの）とする。

（施設の利用手続等）

第2条 本件施設の利用手続等は、次のとおりとする。

- (1) 本件施設の利用を希望する乙の住民等は、乙に対し本件施設を利用したい旨を申し出るものとする。
- (2) 乙と甲は協議の上、地方自治法第244条の3についての調整を行うものとする。
- (3) 前号の調整が整ったときは、乙の住民等は、甲が定める期日までに、当該住民等が乙の区域内において本件施設に相当する施設に接続するときに三芳町下水道施設事業分担金条例の規定により納付すべき分担金に相当する額を甲に納付するものとする。
- (4) 本件施設の利用に当たり、乙の住民等は、雨水を本件施設へ排水せず、宅地内にて処理するものとする。

（その他）

第3条 この協議に定めのない事項又はこの協議について変更の必要若しくは解釈に疑義が生じたときは、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協議の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

甲 所沢市

所沢市長 小野塚 勝 俊

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

乙 入間郡三芳町

三芳町長 林 伊佐雄